

GSDM リーディングプログラム  
プログラム履修生の国際プロジェクト実習に関する規約

1. 国際プロジェクト実習

国際プロジェクト実習とは、プログラム履修生が大学で学んだ専門的知識と実社会との懸け橋となるべきものであり(Bridge between the acquired knowledge/expertise and the real world.)、専門的、俯瞰的な知識を用いてグローバルな視点から課題を解決する能力や、多文化・多言語の中で多様な関係者とコミュニケーションをとり協力できる実践的な能力を養うことを目的としている。

プログラム履修生は主体的に国際プロジェクト実習を企画・実施し、将来のグローバルリーダーとなるべく、実習の過程や成果を自らの研究やキャリア形成に生かすことが求められると同時に、その経験を他のプログラム履修生等と共有することも期待されている。

期間は原則として2ヵ月から6ヵ月とする。国際プロジェクト実習の具体的な類型は「共同研究」及び「インターンシップ」とする。

2. 国際プロジェクト実習参加資格と条件

- (1) 本プログラムに所属し、Qualifying Examination (QE) に合格したプログラム履修生を対象とする。D1 でプログラムに採用された学生は、QE を通過したものとする。
- (2) インターンシップを国際プロジェクト実習として行う場合は、課題解決コア「工学コンピテンシーII-研究インターンシップ」の単位としては認めない。
- (3) 指導教員の許可が得られることを条件とする。
- (4) 留学生の場合は、日本国内で国際プロジェクト実習をすることを認める。他方、出身国での国際プロジェクト実習は認めない。

3. 手続き

プログラム履修生は「GSDM プログラム国際プロジェクト実習（長期渡航支援）申請書」および他の必要書類（申請書類）をGSDM 事務局にメールで提出する。国際プロジェクト実習委員会は申請書類と面接に基づき、審査を行う。

派遣支援についての手続きについては、「プログラム履修生の長期派遣支援に関する規約」に従うこととする。その他、国際プロジェクト実習に関しては、各所属研究科等において海外渡航に関する必要な手続きを経ることが求められる。

以上